

平成25年度第2回滝沢村国民健康保険運営協議会議事録

- 1 会議名 平成25年度第2回滝沢村国民健康保険運営協議会
- 2 日 時 平成25年11月22日（金）午後1時58分から午後1時45分
- 3 場 所 滝沢村役場（4階）中会議室
- 4 出席者

（1）運営協議会

会長 赤坂 俊一
委員 櫻小路 昭男
委員 栃内 秀彦
委員 南館 祐二
委員 大橋 正和
委員 川邊 美恵子
委員 熊谷 トシ子
委員 上野 美智子

（2）事務局

村長 滝沢村長 柳村 典秀
健康福祉部長 主浜 照風
保険年金課長 佐々木 由利子
税務課長 三上 清幸
収納課長 中村 登
税務課総括主査 井上 久
保険年金課総括主査 熊谷 浩二

5 傍聴人

なし

6 議事

会長が議長となり議事を進める。

（1）議事録署名人について

議長 議事録署名人につきましては、いかがいたしますか。

委員（事務局一任）

議長 事務局一任との発言がありましたので、事務局の案をお願いします。

事務局 櫻小路昭男委員と大橋正和委員に、本日の議事録署名人をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 事務局より、櫻小路委員、大橋委員にお願いしたいとのことですが、よろしいでしょうか。

委員（異議なし）

議長 それでは、そのようにいたします。

（2）諮問事項の審議

議長 諒問第1号から諒問第3号までは、関連がありますので一括して審議したいと思います。事務局より説明を求めます。

事務局 諸問第1号「滝沢村税条例等の一部改正について」諸問第2号「滝沢市国民健康保険税条例の制定について」諸問第3号「滝沢市国民健康保険税条例の一部改正について」を説明いたします。

(資料1から資料4に基づき税務課長が説明を行う)

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございませんでしょうか。

委員 税条例が、平成26年1月1日から変わるということですが、村から市になることによって、支払いの内容が何か変わるということでしょうか。

事務局 村から市になることによる内容の変更はありませんが、1月1日以降に発行される納付書等の表記につきまして、村が市になったり、村長が市長になったり、役場が市役所になります。しかし、取扱いにつきましては、まったく同様となります。

議長 年度の途中で村から市に変更になるわけですが、その辺の影響はありませんか。

事務局 内容的には問題はありません。本村の場合には、市制に移行する区切りを1月1日にしたわけですが、平成25年度の国保税は7月に確定しており、既に交付している納付書はそのまま使用していただき、1月からは新しい様式の納付書が交付されますが、国保税の内容に変更はございません。

委員 資料1の③のところですが、上の表の中にある、改正後の所の前年度の6分の1というところがよくわからないのですが。

事務局 国保税に関する部分は、③の表の下の部分でありますて、上の表の部分は、住民税の特別徴収に関連した改正であり、国保税には影響いたしません。

議長 その他ございませんか。

委員 (なし)

議長 無いようですので、諸問第1号「滝沢村税条例等の一部改正について」諸問第2号「滝沢市国民健康保険税条例の制定について」諸問第3号「滝沢市国民健康保険税条例の一部改正について」は、異議無いものとして答申することとしてよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

議長 それでは、諸問第1号「滝沢村税条例等の一部改正について」諸問第2号「滝沢市国民健康保険税条例の制定について」諸問第3号「滝沢市国民健康保険税条例の一部改正について」は、異議無いものとして答申いたします。

議長 次に、諸問第4号から諸問第6号までは、関連がありますので一括して審議したいと思います。事務局より説明を求めます。

事務局 諸問第4号「滝沢村国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正について」諸問第5号「滝沢村国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例の一部改正について」諸問第6号「滝沢村国民健康保険条例の一部改正について」を説明いたします。

(資料5から資料7に基づき保険年金課長が説明を行う)

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございませんでしょうか。

委員 (なし)

議長 無いようですので、諸問第4号「滝沢村国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正について」諸問第5号「滝沢村国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例の一部改正について」諸問第6号「滝沢村国民健康保険条例の一部改正について」は、異議無いものとして答申することとしてよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは、諮問第4号「滝沢村国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正について」諮問第5号「滝沢村国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例の一部改正について」諮問第6号「滝沢村国民健康保険条例の一部改正について」は、異議無いものとして答申いたします。

7 報告

議 長 次に、6の報告について、事務局より説明を求めます。

事務局 「平成26年度1月1日、滝沢村の市制移行に伴う滝沢村国民健康保険関係規則及び要綱の一部改正について」を説明いたします。

(資料7に基づき保険年金課長が説明を行う)

議 長 ただいまの報告につきまして、ご質問がございませんでしょうか。

委 員 (なし)

議 長 その他として何かございませんか。

事務局 次回の運営協議会は、2月の上旬に開催する予定ですので、よろしくお願ひいたします。内容としては、平成26年度の当初予算と、市制に移行することでの予算の変更はございませんが、平成25年度の保険給付費の状況や交付金等の歳入の確定しますので、3月補正予算が中心となる予定です。

また、市制移行に伴う被保険者証の交付を、12月20日頃発送の予定です、委員の皆様に問合せのあったときはよろしくお願ひいたします。

議 長 その他、何かございませんでしょうか。

委 員 (なし)

議 長 以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

平成25年11月22日

この議事録は、書記が作成したものであるが、その内容が正確であることを認めここに署名捺印します。

会 長

議事録署名人（委員）

議事録署名人（委員）

平成25年度第2回滝沢村国民健康保険運営協議会

資料

- 1 税条例改正の概要 資料1
(P 1 ~ 1)
- 2 滝沢村税条例等の一部を改正する条例（案）要綱 資料2
(P 2 ~ 2)
- 3 滝沢市国民健康保険税条例（案）要綱 資料3
(P 3 ~ 1 6)
- 4 滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）要綱 資料4
(P 1 7 ~ 1 7)
- 5 滝沢市移行に伴う一括条例新旧対照表 資料5
(P 1 8 ~ 2 1)
- 6 滝沢村を滝沢村市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例（案）
..... 資料6
(P 2 2 ~ 2 3)
- 7 住所表示変更等に伴う関係条例の整理に関する条例（案）
..... 資料7
(P 2 4 ~ 3 1)
- 8 市制移行に伴い一部改正をする規則及び要綱 資料8
(P 3 2 ~ 5 0)

平成25年12月定例議会 税条例改正の概要図

★ポイント
・市制施行に合わせる
・国の市町村税条例(例)(準則)に合わせる
(以後の改正事務が正確で効率的)

H25.6.12 地方税法
施行令の一部改正

資料1

企画総務部税務課

① 滝沢村税条例等の一部を改正することについて

③ 滝沢市税条例の一部を改正することについて

【主な改正内容】

・個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しとして、転出した場合でも年度内の特別徴収を継続する。また、年度内に引去りとなる特別徴収税額の平準化を図る。(税負担の増減は生じません。)

平成28年10月1日から施行

改正後	
前年度の年税額 ÷ 6	
(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3	
(3(改正なし))	

・所得に係る株式等金融商品間の損益通算及び繰越控除の充実

改正後	
現行	
源泉分離課税(5%)	
非課税	
損益通算して申告分離課税税 (5%)(ただし、H25まで特例)	
譲渡損益 3%	

※上場株式等の配当については総合課税(10%)も選択可。平成29年1月1日から施行

② 滝沢市国民健康保険税条例を制定することについて

④ 滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

・国保税の所得割算定上、所得に係る株式等金融商品間の損益通算及び繰越控除等の特例の改正(改正内容は上表参照)

平成29年1月1日から施行

滝沢村税条例等の一部を改正する条例(案)要綱

第1 改正の趣旨

滝沢村税条例は昭和38年条例制定以降、地方税法等の改正により毎年数回の条例改正を行ってきているが、本来は地方税法等の改正の都度国から示される「市(町・村)税条例(例)」の規定内容と同じ内容であるにもかかわらず、長年の改正の間に条ずれ等が生じ、毎年の条例改正の度に余分な作業と誤りのリスクが生じている。

この問題を解消し、税条例の規定の適正化及び条例改正の事務の効率化を図るため、平成26年1月1日付で滝沢村から滝沢市への移行を機に、滝沢村税条例を国から示される「市(町・村)税条例(例)」の規定内容に沿った内容に改正するものである。

また、国から示される条例(例)では、「市(町・村)税条例(例)」と「市(町・村)国民健康保険税条例(例)」が別立てとなっているにも関わらず、現行の村税条例は、村税と国民健康保険税が一本の条例となっている。

このことが、長年の改正の間に生じた条ずれ等の大きな原因となっていることから、新しい条例の形式は、村税条例と国民健康保険税条例を別立てとするものである。

第2 改正の主な内容

- ① 題名は「滝沢市税条例」とし、国民健康保険税条例を別立てとする。
- ② 滝沢村税条例(昭和38年滝沢村条例第28号。以下「旧条例」という。)の一部を改正する条例(平成25年滝沢村条例第15号までを改正の対象としたもの。以下「新条例」という。)とする条例改正とする。
- ③ 新条例は、原則として国から示される「市(町・村)税条例(例)」(以下「準則」という。)に合わせた改正とする。
- ④ 旧条例の「村長」、「村民税」、「村の」等とあるのは、「市長」等に改正する。
- ⑤ 新条例の目次を次のように規定し、新条例の内容については別紙のとおりとする。

第1章 総則

第1節 通則(第1条—第6条)

第2節 賦課徵収(第7条—第22条)

第2章 普通税

第1節 市民税(第23条—第53条の12)

第2節 固定資産税(第54条—第79条)

第3節 軽自動車税(第80条—第91条)

第4節 市たばこ税(第92条—第102条)

第5節 鉱産税(第103条—第130条) 削除

第6節 特別土地保有税(第131条—第140条の7)

第3章 目的税

第1節 入湯税(第141条—第151条)

附則

第3 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

滝沢市国民健康保険税条例(案)要綱

第1 制定の趣旨

国から示される条例（例）では、「市（町・村）税条例（例）」と「市（町・村）国民健康保険税条例（例）」と別立てとなっているにも関わらず、現行の条例は、村税と国民健康保険税が一本の条例となっていたため、毎年の条例改正の度に余分な作業と誤りのリスクが生じていた問題を解消し、税条例の規定の適正化及び条例改正の事務の効率化を図るため、平成26年1月1日付の滝沢村から滝沢市への移行を機に、滝沢村税条例を「市（町・村）税条例（例）」の規定内容に沿った内容に全部改正し、村税条例から国民健康保険税条例を別立てとして条例を制定するものである。

第2 制定の主な内容

- ① 題名を「滝沢市国民健康保険税条例」（以下「新国保税条例」という。）として新たに制定し、条例の施行日を平成26年1月1日とする。
- ② 新国保税条例は、滝沢村税条例（昭和38年滝沢村条例第28号。）の一部を改正する条例（平成25年滝沢村条例第15号）までの規定中、国民健康保険税に関する規定を新国保税条例として新たに制定する。
- ③ 新国保税条例は、原則として国から示される準則の規定に合わせた条例として制定する。
- ④ 平成26年1月1日から滝沢市となることから、新国保税条例中「村長」は「市長」等とする。
- ⑤ 新国保税条例を次のように規定する。なお、新国保税条例の内容については別紙のとおりとする。

第1条 納税義務者

第2条 課税額

第3条 国民健康保険の被保険者に係る所得割額

第4条 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

第5条 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額

第6条 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額

第7条 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

第7条の2 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

第8条 介護納付金課税被保険者に係る所得割額

第9条 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

第9条の2 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

第10条 賦課期日

第11条 徴収の方法

第12条 納期

第13条 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課

第14条 特別徴収

- 第 15 条 特別徴収義務者の指定等
- 第 16 条 特別徴収税額の納入の義務等
- 第 17 条 被保険者資格喪失等の場合の通知等
- 第 18 条 既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収
- 第 19 条 新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収
- 第 20 条 普通徴収税額への繰入れ
- 第 21 条 徴収の特例
- 第 22 条 徴収の特例に係る税額の修正の申出等
- 第 23 条 国民健康保険税の減額
- 第 23 条の 2 特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例
- 第 24 条 国民健康保険税に関する申告
- 第 24 条の 2 特例対象被保険者等に係る申告
- 第 25 条 国民健康保険税の納税通知書
- 第 25 条の 2 国民健康保険税の減免
- 第 26 条 梯則

(附則)

第3 施行期日

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

滝沢市国民健康保険税条例

(納税義務者)

第1条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。

(課税額)

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が51万円を超える場合においては、基礎課税額は、51万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が14万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、14万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が12万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、12万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8：1を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額

を算定する場合においては、法第313条第9項中雜損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について21,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 26,400円

(2) 特定世帯 13,200円

(3) 特定継続世帯 19,800円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,800円

(2) 特定世帯 3,400円

(3) 特定継続世帯 5,100円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,600円とする。

(賦課期日)

第10条 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(徴収の方法)

第11条 国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

3 第14条及び第19条の規定による特別徴収の適用のある被保険者に対し、当該特別徴収を行う年度において特別徴収を開始する前に普通徴収を行う場合の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割りをもって算定した第2条第1項の額を課する。

3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主（以下次項までにおいて「2項世帯主」という。）である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主（以下次項までにおいて「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割りをもって当該納税義務者に課する。

4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2

項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割りをもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割りをもって当該納税義務者に課する。
- 6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割りをもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割りをもって当該納税義務者に課する。
- 8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割りをもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

(特別徴収)

第14条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納

税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定等)

第15条 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。)とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第16条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第17条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の37第1項に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第19条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適當でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

- (1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間
- (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日まで

の間

- (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間
(普通徴収税額への繰入れ)

第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

- 2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(徴収の特例)

第21条 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によつて徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税の最後の納期の税額に相当する額を、それぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。

- 2 前項の規定によつて国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額に満たないこととなるときは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、法第17条又は第17条の2の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

第22条 前条第1項の規定によつて国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によつて国民健康保険税を徴収されることとなる者は、第25条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によつて徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の国民健康保険税額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によつて徴収する国民健康保険税額を修正しなければならない。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,980円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,480円
(イ) 特定世帯 9,240円
(ウ) 特定継続世帯 13,860円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,340円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,760円
(イ) 特定世帯 2,380円
(ウ) 特定継続世帯 3,570円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,440円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,320円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納稅義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納稅義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,200円
(イ) 特定世帯 6,600円
(ウ) 特定継続世帯 9,900円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,100円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次

に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,400円
- (イ) 特定世帯 1,700円
- (ウ) 特定継続世帯 2,550円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,300円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,280円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,280円
- (イ) 特定世帯 2,640円
- (ウ) 特定継続世帯 3,960円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,240円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,360円
- (イ) 特定世帯 680円
- (ウ) 特定継続世帯 1,020円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,840円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について920円

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

(国民健康保険税に関する申告)

第24条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。

(国民健康保険税の納税通知書)

第25条 国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に規則で定める。

(国民健康保険税の減免)

第25条の2 市長は、国民健康保険税の納税者のうち災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合においては当該納税者の申請によって国民健康保険税を減免することができる。

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする事由

3 市長は、次の各号のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。

(1) 被保険者の資格を取得した日において、満65歳以上である者

(2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被扶養者であった者に限る。）の被扶養者であった者

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合

法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

第26条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、滝沢市税条例（昭和38年滝沢村条例第28号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用

により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適

用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条

資料 4

滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)要綱

第1 改正の趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

第2 改正の主な内容

地方税法施行令等の一部改正により金融所得に対する課税方式の均衡化が図られ、特定公社債等の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたこと、また、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度と一般株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度に改組されたことに伴い、国民健康保険税における所得割の算定における特例についても所要の改正を行うもの。

第3 施行期日

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

滝沢市制移行に伴う一括改正条例新旧対照表

この新旧対照表は、次の2つの条例改正をまとめて表示しています。

1 議案第22号 滝沢村を滝沢市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例

2 議案第23号 住所表示変更等に伴う関係条例の整理に関する条例

なお、備考欄の「○」表示は、「議案第22号 滝沢村を滝沢市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例」のみが該当するものです。

目 次

番号	条例題名	掲載 ページ	備考
1	滝沢村役場の位置を変更する条例	5	
2	滝沢村の休日に関する条例	5	○
3	滝沢村公告式条例	5	
4	滝沢村表彰条例	6	
5	滝沢村名誉村民に関する条例	8	
6	政治倫理の確立のための滝沢村長の資産等の公開に関する条例	9	
7	滝沢村長選挙の記号式投票に関する条例	11	
8	滝沢村議会議員及び長の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例	12	
9	滝沢村選挙公報の発行に関する条例	12	
10	滝沢村部設置条例	13	
11	滝沢村役場出張所設置条例	14	
12	滝沢村総合計画審議会条例	15	
13	滝沢村暴力団排除条例	16	
14	滝沢村条例におけるよう音、促音の表記を統一する条例	18	○
15	滝沢村統計調査条例	19	
16	滝沢村印鑑条例	23	
17	滝沢村認可地縁団体印鑑条例	28	
18	滝沢村行政情報公開条例	32	
19	滝沢村個人情報保護条例	37	
20	滝沢村コミュニティセンター設置条例	42	
21	滝沢村大釜駅前コミュニティセンター設置条例	46	
22	滝沢村地区コミュニティセンター設置条例	49	
23	滝沢村交通広場に関する条例	52	
24	滝沢村菫子駅複合交通施設設置条例	62	
25	滝沢村安全で住みよいまちづくりに関する条例	66	
26	滝沢村行政手続条例	71	
27	滝沢村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	76	
28	滝沢村副村長定数条例	79	○
29	滝沢村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	80	
30	滝沢村一般職の任期付職員の採用に関する条例	81	○
31	滝沢村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	81	
32	滝沢村職員の定年等に関する条例	82	
33	滝沢村職員の再任用に関する条例	83	

35	滝沢村職員の服務の宣誓に関する条例	83	
36	滝沢村職務に専念する義務の特例に関する条例	84	○
37	公益法人等への滝沢村職員の派遣等に関する条例	84	
38	滝沢村職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例	87	
39	滝沢村職員の休職の事由に関する条例	91	○
40	滝沢村職員の育児休業等に関する条例	91	
41	滝沢村職員互助会に関する条例	93	
42	滝沢村職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	95	
43	滝沢村組合休暇に関する条例	96	
44	滝沢村特別職報酬等審議会条例	96	
45	滝沢村非常勤特別職の職員の費用弁償に関する条例	97	○
46	滝沢村議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例	98	○
47	滝沢村証人等の実費弁償に関する条例	99	○
48	滝沢村非常勤特別職の職員の給与に関する条例	99	○
49	滝沢村常勤特別職の職員の給与に関する条例	100	
50	滝沢村教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例	101	
51	滝沢村一般職の職員の給与に関する条例	102	
52	滝沢村旅費条例	108	
53	滝沢村財政状況の作成及び公表に関する条例	110	
54	滝沢村補助金等審議会設置条例	111	
55	滝沢村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	111	
56	滝沢村長期継続契約を締結することができる契約に関する条例	112	
57	滝沢村財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例	113	
58	滝沢村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	114	
59	滝沢村地域整備特別対策事業基金条例	117	
60	滝沢村財政調整基金条例	118	
61	滝沢村減債基金条例	118	
62	滝沢村東日本大震災復興支援きずな基金条例	119	
63	滝沢村収入証紙購入基金条例	120	
64	滝沢村福祉医療資金貸付基金条例	120	
65	滝沢村介護保険介護給付費準備基金条例	122	
66	滝沢村国民健康保険事業財政調整基金条例	123	
67	滝沢村国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例	123	
68	滝沢村畜産対策基金条例	125	
69	滝沢村ふるさとの水と土保全基金条例	125	
70	滝沢村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例	125	
71	滝沢村固定資産評価審査委員会条例	126	
72	滝沢村行政財産使用料条例	129	
73	滝沢村手数料徴収条例	130	
74	滝沢村税外徴収条例	131	
75	滝沢村監査委員条例	132	
76	滝沢村就学指導委員会設置条例	132	
77	滝沢村立学校設置条例	133	
78	滝沢村立学校屋外運動場照明施設に関する条例	134	

79	滝沢村立学校給食センター設置条例	137	
80	滝沢村スポーツ推進審議会設置条例	138	
81	滝沢村立小中学校施設の開放に関する条例	139	
82	滝沢村体育施設条例	140	
83	滝沢村公民館設置条例	144	
84	滝沢村立図書館設置条例	146	
85	滝沢ふるさと交流館設置条例	147	
86	滝沢村埋蔵文化財センター設置条例	151	
87	滝沢村文化財保護条例	152	
88	滝沢村文化財調査委員設置条例	167	
89	滝沢村社会福祉法人に対する助成に関する条例	167	
90	滝沢村青少年問題協議会設置条例	168	
91	滝沢相の沢温泉入浴施設設置条例	169	
92	滝沢村柳沢地区多目的運動施設設置条例	173	
93	滝沢村災害弔慰金の支給等に関する条例	175	
94	滝沢村保育の実施に関する条例	178	
95	滝沢村保育所設置条例	179	
96	滝沢村立姥屋敷保育所設置条例	180	
97	滝沢村子ども・子育て会議設置条例	182	○
98	滝沢村乳幼児、妊娠婦及び重度心身障害者医療費給付条例	183	
99	滝沢村ひとり親家庭医療費給付条例	185	
100	滝沢村老人福祉センター設置条例	188	
101	滝沢村新型インフルエンザ等対策本部条例	192	○
102	滝沢村環境基本条例	193	
103	滝沢村地域の清潔の保持並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の施行に関する条例	204	
104	滝沢村墓地、埋葬等に関する法律施行条例	208	
105	滝沢村未使用地及びその周辺の環境保全に関する条例	210	
106	滝沢村簡易水道の設置に関する条例	217	
107	滝沢村国民健康保険条例	218	
108	滝沢村後期高齢者医療に関する条例	219	
109	滝沢村介護保険条例	221	
110	滝沢村高齢者保健福祉協議会設置条例	225	
111	滝沢村介護予防サービス利用手数料条例	226	
112	滝沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	228	
113	滝沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	241	
114	滝沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例	248	○
115	滝沢村交通安全対策会議設置条例	248	
116	滝沢村工場等設置奨励条例	249	
117	滝沢村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例	253	○
118	滝沢村ＩＰＵイノベーションセンター設置条例	253	
119	滝沢勤労青少年ホーム設置条例	258	

120	滝沢村キャンプ場設置条例	261	
121	滝沢村農業委員会に関する条例	263	○
122	滝沢村多目的研修センター設置条例	263	
123	滝沢村農用地開発事業負担金等徴収条例	266	
124	滝沢村農業集落排水施設条例	269	
125	滝沢村農業集落排水事業分担金条例	273	
126	滝沢村牧野管理条例	275	
127	滝沢村火入条例	278	
128	滝沢村道の構造の技術的基準等を定める条例	279	
129	滝沢村法定外公共物管理条例	280	
130	滝沢村営住宅条例	282	
131	滝沢村モーテル類似施設建築規制条例	303	
132	滝沢村都市計画審議会条例	306	
133	滝沢村地区計画等の案の作成手続に関する条例	307	
134	盛岡広域都市計画事業大釜地区土地区画整理事業施行規程	308	
135	滝沢村都市公園条例	312	
136	滝沢村公共下水道事業分担金条例	320	
137	盛岡広域都市計画下水道事業滝沢公共下水道受益者負担に関する条例	322	
138	滝沢村準用河川占用料条例	327	
139	滝沢村河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	328	
140	滝沢村防災会議条例	331	
141	滝沢村災害対策本部条例	332	
142	滝沢村災害時等における私道の通行確保に関する条例	333	
143	滝沢村消防団の設置等に関する条例	337	○
144	滝沢村消防団条例	338	
145	滝沢村消防団員の給与に関する条例	340	○
146	滝沢村国民保護協議会条例	340	
147	滝沢村国民保護対策本部及び滝沢村緊急対処事態対策本部条例	342	
148	滝沢村水道事業経営審議会条例	342	
149	滝沢村水道事業の設置等に関する条例	343	
150	滝沢村布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例	346	
151	滝沢村水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	348	
152	滝沢村水道水源保護条例	352	

滝沢村を滝沢市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例（案）

第1 制定の趣旨

平成26年1月1日をもって岩手郡滝沢村から滝沢市に移行することに伴い、既存の条例において滝沢村を滝沢市とする改正を行う必要が生じたため、滝沢村を滝沢市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例について定めるものである。

第2 制定の内容

- (1) 趣旨事項について定める（第1条関係）
- (2) 滝沢村を滝沢市と読み替える所要の改正（第2条第1項関係）
- (3) 適用除外について定める（第2条第2項関係）

第3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(2) 経過措置

ア この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例の規定によりされた処分、手続
その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当の規定によりされた処分、手
続その他の行為とみなす。

イ この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に規定する団体の名称、様式等
は、当分の間、改正後のそれぞれの条例に規定する団体の名称、様式等とみな
す。

滝沢村を滝沢市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から滝沢村を滝沢市とすることに伴い、現に効力を有する条例（以下「既存の条例」という。）の整理に関し必要な事項を定めるものとする。

(既存の条例の改正)

第2条 既存の条例中「滝沢村」を「滝沢市」に、「村」を「市」に、「本村」を「本市」に、「名誉村民」を「名誉市民」に、「名誉村民章」を「名誉市民章」に、「村民」を「市民」に、「滝沢村役場」を「滝沢市役所」に、「役場」を「市役所」に、「村内」を「市内」に、「村外」を「市外」に、「滝沢村議会」を「滝沢市議会」に、「村議会」を「市議会」に、「岩手郡滝沢村長」を「滝沢市長」に、「滝沢村長」を「滝沢市長」に、「村長」を「市長」に、「副村長」を「副市長」に、「村長名」を「市長名」に、「村長印」を「市長印」に、「滝沢村職員」を「滝沢市職員」に、「村職員」を「市職員」に、「滝沢村教育委員会」を「滝沢市教育委員会」に、「滝沢村選挙管理委員会」を「滝沢市選挙管理委員会」に、「村選挙管理委員会」を「市選挙管理委員会」に、「滝沢村固定資産評価審査委員会」を「滝沢市固定資産評価審査委員会」に、「滝沢村立」を「滝沢市立」に、「村立」を「市立」に、「村勢」を「市勢」に、「村政」を「市政」に、「村域」を「市域」に、「村税」を「市税」に、「村民税」を「市民税」に、「村債」を「市債」に、「滝沢村補助金」を「滝沢市補助金」に、「村営住宅」を「市営住宅」に、「村営」を「市営」に、「滝沢村指定」を「滝沢市指定」に、「村広報」を「市広報」に、「村指定」を「市指定」に、「村道」を「市道」に改める。

2. 前項の規定により、字句を改めることが不適切な箇所については、同項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2. この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3. この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に規定する団体の名称、様式等は、当分の間、改正後のそれぞれの条例に規定する団体の名称、様式等とみなす。

住所表示変更等に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

第1 制定の趣旨

平成26年1月1日をもって岩手郡滝沢村から滝沢市に移行することに合わせて、住所表示変更等の改正を行う必要が生じたため、住所表示変更等に伴う関係条例の整理に関する条例について定めるものである。

第2 制定の内容

- (1) 字名削除等の住所表示変更及び字句等の整理を行う所要の改正（第1条関係から第135条関係まで）
- (2) 別記様式の改正（第13条関係及び第31条関係）

第3 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

のほか、基金の管理」に改め、「市長が」の次に「別に」を加える。

(滝沢市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正)

第56条 滝沢市国民健康保険事業財政調整基金条例（平成11年滝沢村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険事業財政調整基金」を「滝沢市国民健康保険事業財政調整基金」に改める。

第6条の見出しを「(委任)」に改める。

(滝沢市国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例の一部改正)

第57条 滝沢市国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例（昭和52年滝沢村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」に改め、同条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第9条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「療養資金の貸付けに関する事務等」を「療養資金等の貸付けの事務」に改め、「事項は、」の次に「市長が」を加える。

(滝沢市畜産対策基金条例の一部改正)

第58条 滝沢市畜産対策基金条例（昭和57年滝沢村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「事項は、」の次に「市長が」を加える。

(滝沢市ふるさとの水と土保全基金条例の一部改正)

第59条 滝沢市ふるさとの水と土保全基金条例（平成7年滝沢村条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「事項は、」の次に「市長が」を加える。

(滝沢市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第60条 滝沢市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年滝沢村条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「条例の実施」を「条例に定めるもののほか、この条例の実施」に改め、「事項は、」の次に「市長が」を加える。

(滝沢市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第61条 滝沢市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年滝沢村条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「選挙」を「互選」に改め、同条第3項中「滝沢市固定資産評価審査委員会規程（昭和62年固定資産評価審査委員会規程第1号）の定めるところによって」を「委員会が規程で定めるところにより」に改める。

第5条第1項中「速やかに、」を「速やかに」に改める。

第8条第4項中「市町村長」を「市長」に改め、同条第6項中「先だって」を「先立って」に改め、同条第7項中「口頭審査」を「口頭審理」に改める。

第14条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「滝沢市固定資産評価審査委員会規程で定める」を「委員会が規程で定める」に改める。

第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「明治29年法律第180号」を「明治29年法律第89号」に改める。

第3条第4項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第5条第2項中「取り扱い」を「取扱い」に改める。

第13条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第17条第4項中「あつた」を「あった」に改める。

第20条第1項第1号中「立に入る」を「立ちに入る」に改める。

第21条第2項中「すでに」を「既に」に改める。

第24条中「第5項(」を「第5項まで(」に、「から第10条」を「及び第3項、第5条から第10条まで」に、「第25条」を「次条」に改める。

第28条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「条例の運用」を「条例に定めるもののほか、この条例の運用」に改め、「事項は、」の次に「市長が」を加える。

(滝沢市簡易水道の設置に関する条例の一部改正)

第94条 滝沢市簡易水道の設置に関する条例(平成23年滝沢村条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「滝沢字」を削る。

第3条中「期間を」を「期間」に改める。

(滝沢市国民健康保険条例の一部改正)

第95条 滝沢市国民健康保険条例(昭和34年滝沢村条例第10号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「この条例の実施」を「この条例に定めるもののほか、国民健康保険の事業」に改め、「事項は、」の次に「市長が」を加える。

(滝沢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第96条 滝沢市後期高齢者医療に関する条例(平成20年滝沢村条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び」の次に「広域連合条例」を加える。

第4条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第8条中「答弁せず」を「答弁せず、」に改める。

第10条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「この条例の施行」を「この条例に定めるもののほか、後期高齢者医療の事務」に改め、「市長が」の次に「別に」を加える。

(滝沢市介護保険条例の一部改正)

第97条 滝沢市介護保険条例(平成12年滝沢村条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

第4条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第5条第4項中「前項」を「前3項」に改める。

第9条第2項第2号中「第135条第3項」を「第135条第6項」に改める。

現 行	改 正 後
繰り替えて運用することができる。	繰り替えて運用することができる。
(補則)	(委任)
第6条 この条例の施行 _____に関し必要な事項は、 <u>村長</u> が____定める。	第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。

滝沢村国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正新旧対照表（第56条関係）

現 行	改 正 後
滝沢村国民健康保険事業財政調整基金条例	滝沢市国民健康保険事業財政調整基金条例
(設置)	(設置)
第1条 滝沢村国民健康保険の保険給付費（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護納付金を含む。）及び保健事業の推進に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため、 <u>国民健康保険事業財政調整基金</u> （以下「基金」という。）を設置する。	第1条 滝沢市国民健康保険の保険給付費（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護納付金を含む。）及び保健事業の推進に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため、 <u>滝沢市国民健康保険事業財政調整基金</u> （以下「基金」という。）を設置する。
(繰替運用)	(繰替運用)
第5条 <u>村長</u> は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。	第5条 <u>市長</u> は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(補則)	(委任)
第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、 <u>村長</u> が別に定める。	第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。

滝沢村国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例の一部改正新旧対照表（第57条関係）

現 行	改 正 後
滝沢村国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例	滝沢市国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例
(設置)	(設置)
第1条 国民健康保険高額療養資金（以下「療養資金」という。）又は出産育児一時	第1条 国民健康保険高額療養資金（以下「療養資金」という。）又は出産育児一時

現 行	改 正 後
<p>金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金（以下「出産資金」という。）の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、<u>滝沢村国民健康保険高額療養資金等貸付基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（貸付対象）</p> <p>第3条 療養資金及び出産資金（以下「資金」という。）は、<u>本村</u>が行う国民健康保険の被保険者で次に掲げる要件を備えるものの属する世帯主に対して貸し付けるものとする。ただし、出産資金については、被保険者の出産について、その世帯主が<u>第58条</u>第1項の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる者に限る。</p> <p>（1）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給見込額が10千円以上の者</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>（貸付金額）</p> <p>第4条 資金の貸付額は、次の各号に定めるところによる。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（1）療養資金 高額療養費の支給見込額以内において、<u>村長</u>が定める。</p> <p>（2） 略</p> <p>（線上償還）</p> <p>第6条 <u>村長</u>は、資金の貸付けを受けたものが、偽りの申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき、又は資金を貸付けの目的以外に使用したときは、資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。</p> <p>（繰替運用）</p> <p>第8条 <u>村長</u>は、財政上必要があると認めるときは確実な繰戻しの方法、期間及び利率</p>	<p>金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金（以下「出産資金」という。）の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、<u>滝沢市国民健康保険高額療養資金等貸付基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（貸付対象）</p> <p>第3条 療養資金及び出産資金（以下「資金」という。）は、<u>本市</u>が行う国民健康保険の被保険者で次に掲げる要件を備えるものの属する世帯主に対して貸し付けるものとする。ただし、出産資金については、被保険者の出産について、その世帯主が<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条</u>第1項の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる者に限る。</p> <p>（1）国民健康保険法 第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給見込額が10千円以上の者</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>（貸付金額）</p> <p>第4条 資金の貸付額は、次の各号に定めるところによる。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（1）療養資金 高額療養費の支給見込額以内において、<u>市長</u>が定める。</p> <p>（2） 略</p> <p>（線上償還）</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、資金の貸付けを受けたものが、偽りの申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき、又は資金を貸付けの目的以外に使用したときは、資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。</p> <p>（繰替運用）</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、財政上必要があると認めるときは確実な繰戻しの方法、期間及び利率</p>

現 行	改 正 後
<p>を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p><u>(補則)</u></p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、<u>療養資金の貸付けに関する事務等</u>に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、<u>療養資金等の貸付けの事務</u>に関し必要な事項は、<u>市長が規則</u>で定める。</p>

滝沢村畜産対策基金条例の一部改正新旧対照表（第58条関係）

現 行	改 正 後
<p><u>滝沢村畜産対策基金条例</u></p> <p><u>(補則)</u></p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p><u>滝沢市畜産対策基金条例</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、<u>市長が規則</u>で定める。</p>

滝沢村ふるさとの水と土保全基金条例の一部改正新旧対照表（第59条関係）

現 行	改 正 後
<p><u>滝沢村ふるさとの水と土保全基金条例</u></p> <p><u>(繰替運用)</u></p> <p>第5条 <u>村長</u>は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p><u>(補則)</u></p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p><u>滝沢市ふるさとの水と土保全基金条例</u></p> <p><u>(繰替運用)</u></p> <p>第5条 <u>市長</u>は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、<u>市長が規則</u>で定める。</p>

滝沢村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正新旧対照表（第60条関係）

現 行	改 正 後
<p><u>滝沢村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例</u></p> <p><u>(課税免除の申請手続)</u></p>	<p><u>滝沢市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例</u></p> <p><u>(課税免除の申請手續)</u></p>

現 行		改 正 後	
	柳原、長太郎 林、留が森、 後の一部及び 大森平の一部		
(設置期間)		(設置期間)	
第3条 簡易水道は、 <u>滝沢村</u> 水道事業の設置等に関する条例（昭和48年滝沢村条例第5号）第2条第2項に規定する給水区域が前条に規定する給水区域に拡張されるまでに必要な期間を設置する。		第3条 簡易水道は、 <u>滝沢市</u> 水道事業の設置等に関する条例（昭和48年滝沢村条例第5号）第2条第2項に規定する給水区域が前条に規定する給水区域に拡張されるまでに必要な期間設置する。	

滝沢村国民健康保険条例の一部改正新旧対照表（第95条関係）

現 行		改 正 後	
	<u>滝沢村</u> 国民健康保険条例		<u>滝沢市</u> 国民健康保険条例
	(この <u>村</u> が行う国民健康保険)		(この <u>市</u> が行う国民健康保険)
第1条	この <u>村</u> が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	第1条	この <u>市</u> が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。
	(出産育児一時金)		(出産育児一時金)
第3条	被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として39万円を支給する。ただし、 <u>村長</u> が、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。	第3条	被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として39万円を支給する。ただし、 <u>市長</u> が、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。
2 略		2 略	
	(保健事業)		(保健事業)
第5条	この <u>村</u> は、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。	第5条	この <u>市</u> は、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。
(1)～(8)	略	(1)～(8)	略
	(罰則)		(罰則)
第6条	この <u>村</u> は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは第9項の規定	第6条	この <u>市</u> は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは第9項の規定

現 行	改 正 後
による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
第7条 この <u>村</u> は、世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。	第7条 この <u>市</u> は、世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。
第8条 この <u>村</u> は、詐欺その他不正の行為により、この条例に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。	第8条 この <u>市</u> は、詐欺その他不正の行為により、この条例に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。
第9条 前3条の過料の額は、情状により <u>村長</u> が定める。	第9条 前3条の過料の額は、情状により <u>市長</u> が定める。
2 略	2 略
(規則への委任)	(委任)
第10条 この条例の実施 _____に関し必要な事項は、 ____規則で定める。	第10条 この条例に定めるもののほか、国民健康保険の事業に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

滝沢村後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表（第96条関係）

現 行	改 正 後
<u>滝沢村後期高齢者医療に関する条例</u> (趣旨) 第1条 村が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岩手県後期高齢者医療広域連合条例第27号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	<u>滝沢市後期高齢者医療に関する条例</u> (趣旨) 第1条 市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岩手県後期高齢者医療広域連合条例第27号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

資料 8

市制移行に伴い一部改正をする規則及び要綱

- 滝沢村国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例施行規則
- 滝沢村国民健康保険条例施行規則
- 滝沢村国民健康保険一部負担金の減免等実施要綱
- 滝沢村国民健康保険若年者健康診査助成事業実施要綱
- 滝沢村国民健康保険被保険者資格証明書等の交付措置に関する要綱
- 国民健康保険税減免要綱
- 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する要綱

滝沢村国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例施行規則

現 行	改 正 後
<u>滝沢村国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例施行規則</u>	<u>滝沢市国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例施行規則</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、 <u>滝沢村国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例</u> （昭和52年滝沢村条例第11号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>滝沢市国民健康保険高額療養資金等貸付基金条例</u> （昭和52年滝沢村条例第11号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
(借入申請)	(借入申請)
第2条 国民健康保険高額療養資金（以下「療養資金」という。）又は出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金（以下「出産資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、国民健康保険高額療養資金等借入申請書（様式第1号）にそれぞれ次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて <u>村長</u> に提出しなければならない。	第2条 国民健康保険高額療養資金（以下「療養資金」という。）又は出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金（以下「出産資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、国民健康保険高額療養資金等借入申請書（様式第1号）にそれぞれ次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて <u>市長</u> に提出しなければならない。
(1) 療養資金の申請書に添付する書類 条例第3条第1項第1号に規定する者が受けた療養に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する一部負担金の請求書	(1) 療養資金の申請書に添付する書類 条例第3条 [t1] 第1号に規定する者が受けた療養に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する一部負担金の請求書
(2) 出産資金の申請書に添付する書類 ア 条例第3条第1項第2号の規定による申請 出産予定日までに1ヶ月以内である旨を証明する書類 イ 条例第3条第1項第3号の規定による申請 妊娠4ヶ月以上である旨を証明する書類及び出産に要する費用の内訳が記載された請求書又は領収書	(2) 出産資金の申請書に添付する書類 ア 条例第3条 [t2] 第2号の規定による申請 出産予定日までに1ヶ月以内である旨を証明する書類 イ 条例第3条 [t3] 第3号の規定による申請 妊娠4ヶ月以上である旨を証明する書類及び出産に要する費用の内訳が記載された請求書又は領収書
(貸付決定)	(貸付決定)
第3条 <u>村長</u> は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、療養資金及び出産資金（以下「資金」という。）を貸し付けることに決定したときは国民健康保険高額療養資金等貸付決定通知書（様式第2号）により、資金を貸し付けないこ	第3条 <u>市長</u> は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、療養資金及び出産資金（以下「資金」という。）を貸し付けることに決定したときは国民健康保険高額療養資金等貸付決定通知書（様式第2号）により、資金を貸し付けないこ

現 行	改 正 後
<p>とに決定したときは国民健康保険高額療養資金等貸付不承認決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>（資金の交付）</p> <p>第4条 前条の規定による資金の貸付けの決定の通知を受けた者は国民健康保険高額療養資金等借用証書（様式第4号）及び委任状（様式第5号）を<u>村長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>村長</u>は、前項の規定による書類を受理したときは、<u>すみやかに</u>資金を交付するものとする。</p>	<p>とに決定したときは国民健康保険高額療養資金等貸付不承認決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>（資金の交付）</p> <p>第4条 前条の規定による資金の貸付けの決定の通知を受けた者は国民健康保険高額療養資金等借用証書（様式第4号）及び委任状（様式第5号）を<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による書類を受理したときは、<u>速やかに</u> [t2]資金を交付するものとする。</p>
<p>（高額療養費等の充当）</p> <p>第5条 <u>村長</u>は、前条の資金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受者」という。）から提出された委任状に基づき、借受者に係る高額療養費・出産育児一時金の<u>支払い</u>がなされたときは、<u>ただちに</u>当該高額療養費・出産育児一時金の全部又は一部を当該貸付金の<u>支払い</u>に充てるものとする。</p>	<p>（高額療養費等の充当）</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、前条の資金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受者」という。）から提出された委任状に基づき、借受者に係る高額療養費・出産育児一時金の<u>支払</u> [t3]がなされたときは、<u>直ちに</u> 当該高額療養費・出産育児一時金の全部又は一部を当該貸付金の<u>支払</u> [t3]に充てるものとする。</p>
<p>（資格喪失等の届出）</p> <p>第6条 借受者は、その世帯に属するすべての被保険者若しくは出産を予定する被保険者がその資格を喪失したとき又はその住所若しくは氏名を変更したときは、直ちに資格喪失届（様式第6号）により、<u>村長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>（資格喪失等の届出）</p> <p>第6条 借受者は、その世帯に属する<u>全て</u> [t4]の被保険者若しくは出産を予定する被保険者がその資格を喪失したとき又はその住所若しくは氏名を変更したときは、直ちに資格喪失届（様式第6号）により、<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>

滝沢村国民健康保険条例施行規則

現 行	改 正 後
<u>滝沢村国民健康保険条例施行規則</u>	<u>滝沢市国民健康保険条例施行規則</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、 <u>滝沢村国民健康保険条例</u> （昭和34年滝沢村条例第10号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>滝沢市国民健康保険条例</u> （昭和34年滝沢村条例第10号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
(招集)	(招集)
第3条 協議会は、 <u>村長</u> の諮問があったときに会長が招集する。	第3条 協議会は、 <u>市長</u> の諮問があったときに会長が招集する。
2 略	2 略
(答申)	(答申)
第6条 会長は、会議で審議した事項を決定したときは、文書をもって <u>村長</u> に答申するものとする。	第6条 会長は、会議で審議した事項を決定したときは、文書をもって <u>市長</u> に答申するものとする。
(審議事項)	(審議事項)
第7条 協議会において審議すべき事項は、次に掲げるとおりとする。	第7条 協議会において審議すべき事項は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) その他 <u>村長</u> が特に必要と認める事項	(5) その他 <u>市長</u> が特に必要と認める事項
(会議録の調整)	(会議録の調整)
第11条 議長は、書記を指名し、会議の <u>顛末</u> を記録させ、かつ、会議の都度委員を2人指名し、会議録に署名させなければならない。	第11条 議長は、書記を指名し、会議の <u>てん</u> <u>末</u> [#1]を記録させ、かつ、会議の都度委員を2人指名し、会議録に署名させなければならない。
(出産育児一時金の支給)	(出産育児一時金の支給)
第12条 条例第3条第1項の規定により被保険者の属する世帯の世帯主が出産育児一時金の支給を受けようとするときは、出産育児一時金支給申請書（様式第1号）を <u>村長</u> に提出しなければならない。	第12条 条例第3条第1項の規定により被保険者の属する世帯の世帯主が出産育児一時金の支給を受けようとするときは、出産育児一時金支給申請書（様式第1号）を <u>市長</u> に提出しなければならない。
2 前項の申請書を提出するときは、被保険者証、出産を証明する書類、医療機関等か	2 前項の申請書を提出するときは、被保険者証、出産を証明する書類、医療機関等か

現 行	改 正 後
ら交付される出産費用の明細がわかる書類及びその他 <u>村長</u> が必要と認める書類を提示しなければならない。	ら交付される出産費用の明細がわかる書類及びその他 <u>市長</u> が必要と認める書類を提示しなければならない。
3 略 (葬祭費の支給) 第13条 条例第4条の規定により葬祭を行う者が葬祭費の支給を受けようとするときは、葬祭費支給申請書（様式第2号）を <u>村長</u> に提出しなければならない。	3 略 (葬祭費の支給) 第13条 条例第4条の規定により葬祭を行う者が葬祭費の支給を受けようとするときは、葬祭費支給申請書（様式第2号）を <u>市長</u> に提出しなければならない。
2 略 (補則) 第14条 この規則に定めるもののほか、 <u>条例</u> の実施に関し必要な事項は、 <u>村長</u> が別に定める。	2 略 (補則) 第14条 この規則に定めるもののほか、 <u>国民健康保険</u> [#2]の実施に関し必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。

滝沢村国民健康保険一部負担金の減免等実施要綱

現 行	改 正 後
<u>滝沢村国民健康保険一部負担金の減免等実施要綱</u>	<u>滝沢市国民健康保険一部負担金の減免等実施要綱</u>
(定義)	(定義)
第2条 この <u>訓令</u> において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この <u>告示</u> [t1]において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(対象)	(対象)
第3条 <u>村長</u> は、一部負担金の支払義務を負う世帯主（主として世帯の生計を維持するものを含む。以下「世帯主等」という。）が次の各号のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となったと認めたときは、その申請により減免等を行うことができる。	第3条 <u>市長</u> は、一部負担金の支払義務を負う世帯主（主として世帯の生計を維持するものを含む。以下「世帯主等」という。）が次の各号のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となったと認めたときは、その申請により減免等を行うことができる。
(1) 略	(1) 略
(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。ただし、異常気象による災害の被害者に対する <u>村税</u> の減免に関する条例が制定されたときに限る。	(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。ただし、異常気象による災害の被害者に対する <u>市税</u> の減免に関する条例が制定されたときに限る。
(3) 略	(3) 略
(4) <u>前各号</u> に掲げる事由に類する事由があったとき。	(4) <u>前3号</u> [t2]に掲げる事由に類する事由があったとき。
2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定による申請を行う時点において、次の各号のいずれかに該当するときは、減免等の対象としない。	2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定による申請を行う時点において、次の各号のいずれかに該当するときは、減免等の対象としない。
(1) 当該世帯が <u>滝沢村</u> に3か月以上住所を有しないとき。	(1) 当該世帯が <u>滝沢市</u> に3か月以上住所を有しないとき。
(2) 略	(2) 略
(減免等の措置)	(減免等の措置)
第5条 減免等の措置は、次のとおりとする。	第5条 減免等の措置は、次のとおりとする。
(1) 免除及び減額の対象期間は、第8条	(1) 免除及び減額の対象期間は、第8条

現 行	改 正 後
<p>第1項の規定により減免等を決定した日から起算して3か月とする。ただし、生活の困窮する状態が続くときは、<u>村長</u>は引き続き3か月に限り免除又は減額をすることがある。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 徴収猶予の対象期間は、第8条第1項の規定により徴収猶予を決定した日から起算して3か月に限り徴収を猶予する。ただし、生活の困窮する状態が続くときは、<u>村長</u>は引き続き3か月に限り徴収猶予をすることがある。</p> <p>(申請)</p> <p>第6条 一部負担金の減免等を受けようとする世帯主等は、あらかじめ<u>村長</u>に対し<u>滝沢村国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予申請書</u>（様式第1号）及び<u>滝沢村収入等申告書</u>（様式第2号）に必要事項を記載し、生活が著しく困難となったことが証明できる次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>村長</u>が必要と認めるもの</p> <p>2・3 略</p> <p>(調査)</p> <p>第7条 <u>村長</u>は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容について法第113条及び第113条の2の規定に基づき、実態調査、聴き取り調査その他の方法により調査を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該世帯に属する者について、同意書の提出によりその者の資産及び収入の状況の調査を行うものとする。</p> <p>2 <u>村長</u>は、当該世帯主等又はその世帯に属する者が前項の調査に必要な協力に応じないため事実確認が困難なときは、申請を却下することがある。</p>	<p>第1項の規定により減免等を決定した日から起算して3か月とする。ただし、生活の困窮する状態が続くときは、<u>市長</u>は引き続き3か月に限り免除又は減額をすることがある。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 徴収猶予の対象期間は、第8条第1項の規定により徴収猶予を決定した日から起算して3か月に限り徴収を猶予する。ただし、生活の困窮する状態が続くときは、<u>市長</u>は引き続き3か月に限り徴収猶予をすることがある。</p> <p>(申請)</p> <p>第6条 一部負担金の減免等を受けようとする世帯主等は、あらかじめ<u>市長</u>に対し<u>滝沢市国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予申請書</u>（様式第1号）及び<u>滝沢市収入等申告書</u>（様式第2号）に必要事項を記載し、生活が著しく困難となったことが証明できる次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認めるもの</p> <p>2・3 略</p> <p>(調査)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容について法第113条及び第113条の2の規定に基づき、実態調査、聴き取り調査その他の方法により調査を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該世帯に属する者について、同意書の提出によりその者の資産及び収入の状況の調査を行うものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、当該世帯主等又はその世帯に属する者が前項の調査に必要な協力に応じないため事実確認が困難なときは、申請を却下することがある。</p>

現 行	改 正 後
(承認又は不承認の通知)	(承認又は不承認の通知)
<p>第8条 村長は、前条に規定する調査に基づき減免等の承認又は不承認を決定したときは、<u>滝沢村国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予承認（不承認）決定通知書</u>（様式第3号）によりその旨を世帯主等に通知するとともに、承認の決定を受けた世帯主等には<u>滝沢村国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予証明書</u>（様式第4号）を併せて発行するものとする。</p>	<p>第8条 市長は、前条に規定する調査に基づき減免等の承認又は不承認を決定したときは、<u>滝沢市国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予承認（不承認）決定通知書</u>（様式第3号）によりその旨を世帯主等に通知するとともに、承認の決定を受けた世帯主等には<u>滝沢市国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予証明書</u>（様式第4号）を併せて発行するものとする。</p>
2 略	2 略
(取消し)	(取消し)
<p>第9条 村長は、一部負担金の減免等の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、減免等の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することがある。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 村長は、前項の規定により減免等の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更したときは、減免等により支払を免れた一部負担金の全部又は一部を一時に徴収するものとする。</p> <p>3 村長は、第1項の規定により減免等を取り消したときは、当該世帯主等及びに保険医療機関又は保険薬局に<u>滝沢村国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予取消（変更）通知書</u>（様式第5号）により通知するものとする。</p>	<p>第9条 市長は、一部負担金の減免等の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、減免等の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することがある。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 市長は、前項の規定により減免等の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更したときは、減免等により支払を免れた一部負担金の全部又は一部を一時に徴収するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により減免等を取り消したときは、当該世帯主等及びに保険医療機関又は保険薬局に<u>滝沢市国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予取消（変更）通知書</u>（様式第5号）により通知するものとする。</p>
(補則)	(補則)
<p>第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。</p>	<p>第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>

滝沢村国民健康保険若年者健康診査助成事業実施要綱

現 行	改 正 後
<p><u>滝沢村国民健康保険若年者健康診査助成事業実施要綱</u></p>	<p><u>滝沢市国民健康保険若年者健康診査助成事業実施要綱</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、<u>滝沢村国民健康保険条例</u>（昭和34年滝沢村条例第10号）第5条第3号の規定に基づき、<u>滝沢村国民健康保険被保険者</u>（以下「被保険者」という。）が健診（以下「健診」という。）を受けた場合、その健診費用の全部又は一部を<u>村長</u>が助成することにより、疾病の予防及び早期発見を図り、被保険者の健康の保持増進に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、<u>滝沢市国民健康保険条例</u>（昭和34年滝沢村条例第10号）第5条第3号の規定に基づき、<u>滝沢市国民健康保険被保険者</u>（以下「被保険者」という。）が健診（以下「健診」という。）を受けた場合、その健診費用の全部又は一部を<u>市長</u>が助成することにより、疾病の予防及び早期発見を図り、被保険者の健康の保持増進に資することを目的とする。</p>
<p>(対象者)</p> <p>第2条 <u>滝沢村国民健康保険若年者健康診査助成事業</u>の対象となる者は、健診を受診する日において、被保険者の資格を有する者で、かつ、健診を受診する年度において、年齢が19歳以上40歳未満の者のうち、健診の受診を希望するもの（以下「受診者」という。）とする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 <u>滝沢市国民健康保険若年者健康診査助成事業</u>の対象となる者は、健診を受診する日において、被保険者の資格を有する者で、かつ、健診を受診する年度において、年齢が19歳以上40歳未満の者のうち、健診の受診を希望するもの（以下「受診者」という。）とする。</p>
<p>(検査機関等)</p> <p>第3条 健診を実施する医療機関又は検査機関（以下「検査機関等」という。）は、<u>村長</u>が別に指定する検査機関等とする。</p>	<p>(検査機関等)</p> <p>第3条 健診を実施する医療機関又は検査機関（以下「検査機関等」という。）は、<u>市長</u>が別に指定する検査機関等とする。</p>
<p>(健診費用)</p> <p>第5条 <u>村長</u>は、検査機関等において健診を実施した場合は、その健診費用の全部又は一部を当該検査機関等に委託料として支払うものとする。</p>	<p>(健診費用)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、検査機関等において健診を実施した場合は、その健診費用の全部又は一部を当該検査機関等に委託料として支払うものとする。</p>
<p>2 略</p> <p>3 受診者は、前項に規定する<u>村</u>の負担する委託料の額を超えた健診費用が生じた場合は、その差額を負担するものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>3 受診者は、前項に規定する<u>市</u>の負担する委託料の額を超えた健診費用が生じた場合は、その差額を負担するものとする。</p>
<p>(受診申込)</p> <p>第6条 受診者は、健診を受診する前に<u>滝沢</u></p>	<p>(受診申込)</p> <p>第6条 受診者は、健診を受診する前に<u>滝沢</u></p>

現 行	改 正 後
<p>村国民健康保険若年者健康診査助成事業申込書（様式第1号）を<u>村長</u>に提出するものとする。</p> <p>（助成券の交付）</p> <p>第7条 <u>村長</u>は、前条の申込書を受理した場合において、対象者であることを認めたときは、<u>滝沢村国民健康保険若年者健康診査助成券</u>（様式第2号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。</p>	<p>市国民健康保険若年者健康診査助成事業申込書（様式第1号）を<u>市長</u>に提出するものとする。</p> <p>（助成券の交付）</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、前条の申込書を受理した場合において、対象者であることを認めたときは、<u>滝沢市国民健康保険若年者健康診査助成券</u>（様式第2号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。</p>
<p>（変更手続）</p> <p>第10条 受診者は、助成券の交付を受けた後、健診の受診を中止しようとする場合は、直ちに助成券を<u>村長</u>に返却するものとする。</p>	<p>（変更手続）</p> <p>第10条 受診者は、助成券の交付を受けた後、健診の受診を中止しようとする場合は、直ちに助成券を<u>市長</u>に返却するものとする。</p>
<p>（請求及び支払）</p> <p>第11条 検査機関等は、助成券を持参した受診者に対して健診を実施した場合、実施月の翌月20日までに<u>滝沢村国民健康保険若年者健康診査助成事業受診報告書兼請求書</u>（様式第3号）に助成券（<u>村控え</u>）及び検査機関等が作成した健診結果票の写しを添えて、<u>村長</u>に請求するものとする。</p> <p>2 <u>村長</u>は、前項の規定による請求があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、30日以内に委託料を支払うものとする。</p>	<p>（請求及び支払）</p> <p>第11条 検査機関等は、助成券を持参した受診者に対して健診を実施した場合、実施月の翌月20日までに<u>滝沢市国民健康保険若年者健康診査助成事業受診報告書兼請求書</u>（様式第3号）に助成券（<u>市控え</u>）及び検査機関等が作成した健診結果票の写しを添えて、<u>市長</u>に請求するものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による請求があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、30日以内に委託料を支払うものとする。</p>
<p>（健診費用の返還）</p> <p>第12条 <u>村長</u>は、検査機関等が偽りその他不正な手段により委託料の支払を受けたと認められる場合は、当該委託料を返還させるものとする。</p> <p>2 <u>村長</u>は、受診者の不正な手段による健診の受診が判明した場合は、健診費用を負担しないものとする。この場合において、<u>村</u>が検査機関等に対し既に委託料を支払っていたときは、その相当額を当該受診者に請求するものとする。</p>	<p>（健診費用の返還）</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、検査機関等が偽りその他不正な手段により委託料の支払を受けたと認められる場合は、当該委託料を返還させるものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、受診者の不正な手段による健診の受診が判明した場合は、健診費用を負担しないものとする。この場合において、<u>市</u>が検査機関等に対し既に委託料を支払っていたときは、その相当額を当該受診者に請求するものとする。</p>

現 行	改 正 後
(補則) 第13条 この告示に定めるもののほか、 <u>滝沢村国民健康保険若年者健康診査助成事業の実施</u> に関し必要な事項は、 <u>村長</u> が別に定める。	(補則) 第13条 この告示に定めるもののほか、 <u>滝沢市国民健康保険若年者健康診査助成事業の実施</u> に関し必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。

滝沢村国民健康保険被保険者資格証明書等の交付措置に関する要綱

現 行	改 正 後
<u>滝沢村国民健康保険被保険者資格証明書等の交付措置に関する要綱</u>	<u>滝沢市国民健康保険被保険者資格証明書等の交付措置に関する要綱</u>
(定義)	(定義)
第2条 この告示における用語の意義は、法、施行令及び施行規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この告示における用語の意義は、法、施行令及び施行規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
(7) 弁明の機会 行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号及び <u>滝沢村行政手続条例</u> （平成8年滝沢村条例第15号）第13条第1項第2号に規定する弁明の機会をいう。	(7) 弁明の機会 行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号及び <u>滝沢市行政手続条例</u> （平成8年滝沢村条例第15号）第13条第1項第2号に規定する弁明の機会をいう。
(特別の事情等の届出)	(特別の事情等の届出)
第3条 滞納者は、施行規則第5条の8第1項の規定により <u>村長</u> から求めがあった場合において、施行令第1条に規定する特別の事情があるときは、特別の事情（発生）届出書（様式第1号）を速やかに <u>村長</u> に提出するものとする。この場合において、 <u>村長</u> は、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。	第3条 滞納者は、施行規則第5条の8第1項の規定により <u>市長</u> から求めがあった場合において、施行令第1条に規定する特別の事情があるときは、特別の事情（発生）届出書（様式第1号）を速やかに <u>市長</u> に提出するものとする。この場合において、 <u>市長</u> は、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。
2 略	2 略
3 滞納者は、施行規則第5条の9第1項及び第2項の規定によりその世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者がある場合は、原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出書（様式第2号）を速やかに <u>村長</u> に提出するものとする。ただし、 <u>村長</u> は、当該届出書の記載事項について、公簿等により確認することができる場合は、その提出を省略させることができる。	3 滞納者は、施行規則第5条の9第1項及び第2項の規定によりその世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者がある場合は、原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出書（様式第2号）を速やかに <u>市長</u> に提出するものとする。ただし、 <u>市長</u> は、当該届出書の記載事項について、公簿等により確認することができる場合は、その提出を省略させることができる。
4 略	4 略
(短期被保険者証の交付)	(短期被保険者証の交付)
第5条 <u>村長</u> は、滞納者に対し、更新その他の事由によりその世帯に属する被保険者の	第5条 <u>市長</u> は、滞納者に対し、更新その他の事由によりその世帯に属する被保険者の

現 行	改 正 後
<p>被保険者証を交付する場合は、短期被保険者証を交付する。</p> <p>2 <u>村長</u>は、短期被保険者証の交付を受けた滞納者が滞納している保険税を完納したとき又は滞納している保険税の2分の1以上を納め、かつ、滞納の解消に誠意があると認められるときは、その世帯に属する被保険者の短期被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p>3 <u>村長</u>は、前項の規定により短期被保険者証を返還した滞納者に対し、法第9条第10項前段の規定に基づき定める有効期間の被保険者証を交付するものとする。</p>	<p>被保険者証を交付する場合は、短期被保険者証を交付する。</p> <p>2 <u>市長</u>は、短期被保険者証の交付を受けた滞納者が滞納している保険税を完納したとき又は滞納している保険税の2分の1以上を納め、かつ、滞納の解消に誠意があると認められるときは、その世帯に属する被保険者の短期被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項の規定により短期被保険者証を返還した滞納者に対し、法第9条第10項前段の規定に基づき定める有効期間の被保険者証を交付するものとする。</p>
(被保険者証の返還予告)	(被保険者証の返還予告)
<p>第8条 <u>村長</u>は、前条に規定する被保険者証の返還の対象となる滞納者に対し、施行規則第5条の6に規定する期間終了後、被保険者証返還命令予告（国民健康保険税納付相談）通知書（様式第3号）により返還を予告し、納付相談を促すものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>第8条 <u>市長</u>は、前条に規定する被保険者証の返還の対象となる滞納者に対し、施行規則第5条の6に規定する期間終了後、被保険者証返還命令予告（国民健康保険税納付相談）通知書（様式第3号）により返還を予告し、納付相談を促すものとする。</p> <p>2 略</p>
(納付相談)	(納付相談)
<p>第9条 <u>村長</u>は、前条の規定により返還を予告した滞納者から第11条に規定する返還命令通知書を送付する日までに保険税の納付相談があった場合は、滞納者の生活実態を十分勘案し、分納誓約等の助言をするものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>第9条 <u>市長</u>は、前条の規定により返還を予告した滞納者から第11条に規定する被保険者証返還命令通知書[t1]を送付する日までに保険税の納付相談があった場合は、滞納者の生活実態を十分勘案し、分納誓約等の助言をするものとする。</p> <p>2 略</p>
(弁明の機会の付与)	(弁明の機会の付与)
<p>第10条 <u>村長</u>は、次条の規定により被保険者証の返還を求めるようとするときは、当該返還対象滞納者に弁明の機会を付与することとし、弁明の機会付与通知書（様式第4号）により通知する。</p> <p>2 略</p>	<p>第10条 <u>市長</u>は、次条の規定により被保険者証の返還を求めるようとするときは、当該返還対象滞納者に弁明の機会を付与することとし、弁明の機会付与通知書（様式第4号）により通知する。</p> <p>2 略</p>
(保険給付の任意納付)	(保険給付の任意納付)

現 行	改 正 後
<p>第15条 <u>村長</u>は、滞納者から保険給付の支給申請があった場合は、保険給付費から滞納している保険税に充てるよう助言するものとし、これに同意したときは、保険給付費からの保険税納付同意書（様式第8号）の提出を求めるものとする。</p> <p>（特別療養費の支給）</p>	<p>第15条 <u>市長</u>は、滞納者から保険給付の支給申請があった場合は、保険給付費から滞納している保険税に充てるよう助言するものとし、これに同意したときは、保険給付費からの保険税納付同意書（様式第8号）の提出を求めるものとする。</p> <p>（特別療養費の支給）</p>
<p>第16条 略</p> <p>2 <u>村長</u>は、審査の結果、特別療養費の支給を決定したときは、速やかにこれを支給する。</p> <p>3・4 略</p> <p>（保険給付の一時差止め）</p>	<p>第16条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、審査の結果、特別療養費の支給を決定したときは、速やかにこれを支給する。</p> <p>3・4 略</p> <p>（保険給付の一時差止め）</p>
<p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 滞納者は、保険給付が一時差し止めされた場合において、施行令第1条に規定する特別の事情があるときは、第3条第1項の例により速やかに<u>村長</u>に提出するものとする。</p> <p>（被保険者証等交付措置認定審査会）</p>	<p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 滞納者は、保険給付が一時差し止めされた場合において、施行令第1条に規定する特別の事情があるときは、第3条第1項の例により速やかに<u>市長</u>に提出するものとする。</p> <p>（被保険者証等交付措置認定審査会）</p>
<p>第20条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 審査会の運営に関し必要な事項は、<u>村長</u>が別に定める。</p> <p>（補則）</p>	<p>第20条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 審査会の運営に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p> <p>（補則）</p>
<p>第21条 この告示に定めるもののほか、国民健康保険被保険者の資格証明書等の交付措置に関し必要な事項は、<u>村長</u>が別に定める。</p>	<p>第21条 この告示に定めるもののほか、国民健康保険被保険者の資格証明書等の交付措置に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

滝沢村国民健康保険税減免要綱[n1]

現 行	改 正 後
<u>滝沢村国民健康保険税減免要綱</u>	<u>滝沢市国民健康保険税減免要綱</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この要綱は、滝沢市国民健康保険税条例（平成25年滝沢村条例第1号。以下「条例」という。）第25条の2第1項の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この告示は、滝沢市国民健康保険税条例（平成25年滝沢村条例第1号。以下「条例」という。）第25条の2第1項[t2]の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
(災害による減免)	(災害による減免)
第2条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、納税義務者又はその世帯に属する被保険者（以下「納税義務者等」という。）の所有する住宅又は家財にその価格の30パーセント以上の損害（保険金、損害賠償金等により補てんされるべきものを除く。）を受け、かつ、前年中の合計所得金額（納税義務者等に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,000万円以下であって保険税の納付が困難と認められるときは、損害の割合及び前年中の合計所得金額に応じ次表に定める割合の範囲内で所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減免する。	第2条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、納税義務者又はその世帯に属する被保険者（以下「納税義務者等」という。）の所有する住宅又は家財にその価格の30パーセント以上の損害（保険金、損害賠償金等により補填されるべきものを除く。）を受け、かつ、前年中の合計所得金額（納税義務者等に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,000万円以下であって保険税の納付が困難と認められるときは、損害の割合及び前年中の合計所得金額に応じ次表に定める割合の範囲内で所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減免する。
略	略
2 略	2 略
略	略
(所得減少による減免)	(所得減少による減免)
第3条 納税義務者等の疾病、事業不振、廃業、失業等の理由により、当該納税義務者等の属する世帯の当該年の所得（雇用保険給付費、預貯金等を所得の算定基準に含む。）の見積額が前年中の合計所得金額の70パーセント以下に減少し（前年中の合計所得金額に対する当該納税義務者等の属する世帯の当該年における所得の見積額の減少割合（以下「所得減少の割合」という。）を算定する際は、経常所得以外の所得を含まないこととする。）、保険税の納付が困難と認められる場合で前年中の合計所得金額が1,000万円以下のとき、所得減少の割合が30	第3条 納税義務者等の疾病、事業不振、廃業、失業等の理由により、当該納税義務者等の属する世帯の当該年の所得（雇用保険給付費、預貯金等を所得の算定基準に含む。）の見積額が前年中の合計所得金額の70パーセント以下に減少し（前年中の合計所得金額に対する当該納税義務者等の属する世帯の当該年における所得の見積額の減少割合（以下「所得減少の割合」という。）を算定する際は、経常所得以外の所得を含まないこととする。）、保険税の納付が困難と認められる場合で前年中の合計所得金額が1,000万円以下のとき（所得減少の割合が30

現 行	改 正 後
<p>パーセント以上50パーセント未満で、前年中の合計所得金額が300万円を超えるとき及び所得減少の割合が50パーセント以上70パーセント未満で、前年中の合計所得金額が600万円を超えるときを除く。)は、<u>所得の減少</u>の割合及び前年中の合計所得金額に応じ次表に定める割合の範囲内で所得割額を減免する。この場合において、保険税の算定額が課税限度額を超えている者については、課税限度額から被保険者均等割額及び世帯別平等割額を差し引いた額を所得割額とみなす。</p>	<p>パーセント以上50パーセント未満で、前年中の合計所得金額が300万円を超えるとき及び所得減少の割合が50パーセント以上70パーセント未満で、前年中の合計所得金額が600万円を超えるときを除く。)は、<u>所得減少</u>の割合及び前年中の合計所得金額に応じ次表に定める割合の範囲内で所得割額を減免する。この場合において、保険税の算定額が課税限度額を超えている者については、課税限度額から被保険者均等割額及び世帯別平等割額を差し引いた額を所得割額とみなす。</p>
略	略
(被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減免)	(被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減免)
<p>第5条 前2条の規定により所得割額の減免を受けることができる者(条例第23条第1号又は第2号の規定の適用を受けている者を除く。)のうち、特に被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減が必要と認められる者については、条例第23条第1号に掲げる額の範囲内で被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減免する。</p>	<p>第5条 前2条の規定により所得割額の減免を受けることができる者(条例第23条第1号[3]又は第2号の規定の適用を受けている者を除く。)のうち、特に被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減が必要と認められる者については、条例第23条第1号に掲げる額の範囲内で被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減免する。</p>
(減免申請書)	(減免申請書)
<p>第8条 条例第25条の2第2項に規定する申請書は、国民健康保険税減免申請書(様式第1号)及び同意書(様式第2号)によるものとする。</p>	<p>第8条 条例第25条の2第2項[4]に規定する申請書は、国民健康保険税減免申請書(様式第1号)及び同意書(様式第2号)によるものとする。</p>
(旧被扶養者にかかる減免)	(旧被扶養者に係る減免)
<p>第10条 条例第25条の2第3項第2号に該当する者を扶養していた者が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者になったことにより、当該被保険者の扶養から国民健康保険被保険者となった者(以下「旧被扶養者」という。)にかかる所得割額については、所得の状況にかかわらず、これを免除する。</p>	<p>第10条 条例第25条の2第3項第2号[5]に該当する者を扶養していた者が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者になったことにより、当該被保険者の扶養から国民健康保険被保険者となった者(以下「旧被扶養者」という。)に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず[n6]、これを免除する。</p>
<p>2 旧被扶養者にかかる被保険者均等割額については、次の割合により、これを免除する。ただし、条例第23条第1号及び第2号に該当する世帯に属する旧被扶養者につい</p>	<p>2 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、次の割合により、これを免除する。ただし、条例第23条第1号及び第2号に該当する世帯に属する旧被扶養者につい</p>

現 行	改 正 後
ては減免を行わない。	ては減免を行わない。
(1) 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割	(1) 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者 5割
(2) 条例第23条第3号に該当する世帯に属する旧被扶養者 軽減前の額の3割	(2) 条例第23条第3号に該当する世帯に属する旧被扶養者 軽減前の額の3割
3 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯にかかる世帯別平等割額については、次の割合により、これを免除する。ただし、条例第23条第1号及び第2号に該当する世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。	3 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、次の割合により、これを免除する。ただし、条例第23条第1号及び第2号に該当する世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。
(1) 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割	(1) 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者 5割
(2) 条例第23条第3号に該当する世帯に属する旧被扶養者 軽減前の額の3割	(2) 条例第23条第3号に該当する世帯に属する旧被扶養者 軽減前の額の3割
(旧被扶養者にかかる減免の適用)	(旧被扶養者に係る減免の適用)
第11条 略	第11条 略
(旧被扶養者にかかる減免申請書)	(旧被扶養者に係る減免申請書)
第12条 条例第25条の2第2項に規定する申請書は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条による資格取得の届出をもって提出されたものとみなす。	第12条 条例第25条の2第2項〔t7〕に規定する申請書は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条の規定による資格取得の届出をもって提出されたものとみなす。
2 略	2 略
3 前2項により減免申請書の提出がなされた場合は、旧被扶養者の減免対象期間である資格取得日の属する月以後2年を経過する間の年度繰越時には、その申請書の再提出を求めず継続して減免を適用することができるものとする。	3 前2項の規定により減免申請書の提出がなされた場合は、旧被扶養者の減免対象期間である資格取得日の属する月以後2年を経過する間の年度繰越時には、その申請書の再提出を求めず継続して減免を適用することができるものとする。

東日本大震災に伴う滝沢村国民健康保険税の減免に関する要綱[t1]

現 行	改 正 後
<u>東日本大震災に伴う滝沢村国民健康保険税の減免に関する要綱</u>	<u>東日本大震災に伴う滝沢市国民健康保険税の減免に関する要綱</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この告示は、 <u>滝沢村国民健康保険税減免要綱</u> （平成14年滝沢村告示第65号。以下「減免要綱」という。）にかかわらず、特例措置として、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により被災した被保険者の国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この告示は、 <u>滝沢市国民健康保険税減免要綱</u> （平成14年滝沢村告示第65号。以下「減免要綱」という。）にかかわらず、特例措置として、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により被災した被保険者の国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。
(対象者)	(対象者)
第2条 減免の対象とする者は、東日本大震災が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所を有し、東日本大震災による被害を受けたことにより、次の各号のいずれかに該当する世帯の納税義務者とする。	第2条 減免の対象とする者は、東日本大震災が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所を有し、東日本大震災による被害を受けたことにより、次の各号のいずれかに該当する世帯の納税義務者とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは避難を行った世帯又は同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯	(4) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは避難を行った世帯又は同法第20条第2項[t2]の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯
(5)・(6) 略	(5)・(6) 略
(7) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住しているため、避難を行っている世帯	(7) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住しているため、避難を行っている世帯
2・3 略	2・3 略

現 行	改 正 後
(減免の適用) 第4条 村長は、減免要綱第3条及び第4条の規定にかかわらず、第2条の対象者の保険税を減免するものとする。	(減免の適用) 第4条 市長は、減免要綱第3条及び第4条の規定にかかわらず、第2条の対象者の保険税を減免するものとする。
2 略	2 略
(減免の適否の決定等) 第7条 村長は、 <u>第6条</u> の規定により承認又は不承認の決定をしたとき、又は保険税を減免することが適當であると認めたときは、減免の額等を国民健康保険税減免決定通知書により、保険税を減免することが不適當であると認めたときは、その旨を国民健康保険税減免不承認通知書により、当該申請者に通知するものとする。	(減免の適否の決定等) 第7条 市長は、 <u>前条</u> [t3]の規定により承認又は不承認の決定をしたとき、又は保険税を減免することが適當であると認めたときは、減免の額等を国民健康保険税減免決定通知書により、保険税を減免することが不適當であると認めたときは、その旨を国民健康保険税減免不承認通知書により、当該申請者に通知するものとする。
別表1 (第3条第1項第2号関係) 略	別表1 (第3条関係) [t4] 略
別表2 (第3条第1項第2号関係) 略	別表2 (第3条関係) [t5] 略
別表3 (第3条第1項第3号関係) 略	別表3 (第3条関係) [t6] 略